

非稼働病床を有する医療機関に対する海部構想区域地域医療構想推進委員会の対応方針等に関する意見

1 地域医療構想推進委員会における対応について

(1) 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への、地域医療構想推進委員会における対応

非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。	7名
地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。	11名
その他	2名

(2) 非稼働病棟を有する医療機関に地域医療構想推進委員会への出席を求めた場合において、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明以外に説明を求めたほうが良い事項

①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明で十分である。	17名
上記以外に次の事項の説明を求めたほうが良い。	2名
その他	1名

2. その他、非稼働病床を有する医療機関に対する対応についての意見

- 非稼働病床はすみやかに自主返上すべきである。
- 交付金・非課税の公立病院と交付金のない公的病院そして交付金もなく課税の民間病院を同じ基準で判断することは公平とは思えない。民間病院については、個人病院の場合、財産権のこともあり、民間病院の自主性を尊重し、慎重に取り扱うことが望ましいと考える。民間病院については、自らの判断に任せ、地域医療構想推進委員会での協議等の対象から外すことを考慮いただきたい。
- 現行の医療法では、病床過剰地域において、地域医療構想調整会議における説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる病棟を有する医療機関に対しては、都道府県は速やかに、都道府県医療審議会の意見を聴いて、公的医療機関には非稼働の病床数の範囲で病床を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令することができることとなっている。このことから、病床の削減の必要があるのであれば、まずは公立病院に対し非稼働病床の削減を命令すべきであろうと考える。

3. 対応方針（案）

- 海部構想区域においては、
 - ①病床を稼働していない理由
 - ②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明以上の説明に加え
 - ③非稼働病棟解消期限
 - ④非稼働病棟を返上する意思の有無についての2点を追加で説明を求める。
- 平成30年度第2回海部構想区域地域医療構想推進委員会（以下「第2回委員会」という。）開催前に、該当の医療機関に書面にて照会を行い、第2回委員会において、照会結果を基に説明を求め、病棟の取扱について協議することとする。